

伝達事項（高齢介護課）

I ケアマネジメントに関する基本方針について

西宮市では、介護保険の基本理念に基づき、ケアマネジメントとは高齢者の自立支援、重度化防止及び生活の質（QOL）の向上に資するものと定義し、ケアマネジメントのあり方を本市と介護支援専門員及び地域包括支援センター職員とで共有するとともに、ケアマネジメントの質を向上させることで、よりよい介護保険制度の運営を図るため、ケアマネジメントに関する基本方針を定めました。

詳細については、別添「西宮市自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントにかかる基本方針」及び市ホームページ（ページ番号：81248137）をご参照ください。

II 家事援助限定型訪問サービスについて

家事援助限定型訪問サービスについて、以下のとおり、実施の目的等の再周知を行いますので、ご確認の上、適正な運営にご協力をお願いいたします。

詳細については、「介護予防・日常生活支援総合事業の手引き（共通版）」及び「家事援助限定型訪問サービスの手引き」をご参照ください【市ホームページ（ページ番号：18014213）に掲載しております】。

家事援助限定型訪問サービス ～ 事業創設の目的 ～

◆「家事援助限定型訪問サービス」では、ヘルパー資格ではない、市の研修を修了した「**介護予防・生活支援員**」が**生活援助のみを提供できます**。

西宮市では、多様な人材の参入促進を図り、**人材のすそ野の拡大**を進め、一方で介護福祉士等の専門職については限られた人材として、より高度な専門性が必要なケアを提供する人材に特化し、**機能分化を進めて行く**ことを目的とし、本事業を実施しています。

訪問型サービスの利用について ～ 「家事援助限定型」か「予防専門型」か ～

- ◆ 訪問型サービスの利用に当たっては、訪問型サービスで生活援助のみの利用をする場合においては、家事援助限定型訪問サービスの利用となります（予防専門型訪問サービスは利用できません）。
- ◆ ただし、生活援助のみの利用であっても、①直近の訪問調査結果における「認知症高齢者自立度」がⅡa以上又は精神疾患等がある利用者であって、訪問介護員等の有資格者による専門的なサービス提供が必要と判断された場合や、②利用者の居宅の日常生活圏域内等に指定家事援助限定型訪問サービス事業所がない場合は、予防専門型訪問サービスの利用が認められます。
- ◆ 予防専門型訪問サービスをケアプランに位置づけた場合は、身体介護の利用がある等の場合であっても、位置づけた理由を介護予防サービス計画又は介護予防ケアプランに必ず記載してください。なお、正当な理由の記載がない場合、第1号事業支給費の返還対象となる場合があるため、留意してください。

2

家事援助限定型訪問サービス ～ 研修修了者への情報提供 ～

【求人と求職が速やかに結びつくための取り組み】

- 令和5年度は、介護予防・生活支援員養成研修(全3日間)を4回(6月・7月・9月・12月)開催し、計89名が修了されました。
- 指定事業所の求人と研修修了者の求職が速やかに結びつくよう、研修開催時に下記の取組を実施しています。
- 研修開催前に毎回各事業所に電子メールで下記の取組に関するご案内を送付しています。積極的にご活用ください。

	実施内容
1	家事援助限定型訪問サービス 法人・事業所一覧の配布(全事業所掲載)
2	修了者の採用に意欲的な事業所のチラシ・パンフレットの配布(申込必要)
3	事業所から修了者へのPRタイム、質疑応答、個別相談(申込必要)
4	ハローワークに提出された求人票を研修会場に掲示・修了者に配布(申込必要)

3

Ⅲ ケアプランへの災害避難情報の記載について（依頼）

近年、地震や台風、土砂災害など、市内においても災害が発生しています。災害時に支援を必要とする方については、日ごろから家族やサービス事業所等と災害に備えた話をすることが大切です。

防災に関する意識を高めるため、**ケアプランに災害避難情報（緊急連絡先や避難所情報）を記載するなどのご協力をいただきますようお願い申し上げます。**

詳細については、市ホームページ（ページ番号：80995003）をご参照ください。

以 上

【問合せ先】

西宮市 高齢介護課
給付・適正化チーム
TEL0798-35-3048